

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
10月11日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

管理理容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 三

管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 三

救急病院の認定 (医療政策課) 三

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意 (農林水産政策課) 四

道路の区域の変更 (道路整備課) 四

道路の供用の開始 (道路整備課) 四

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 四

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示の一部改正 (会計課) 五

○公告

地域森林計画の案の縦覧 (森林企画課) 五

地域森林計画の変更の案の縦覧 (森林企画課) 五

山口県告示第百八十九号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十月十一日から同月三十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供

する。

令和元年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所防府
所 在 地 防府市協和町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/時$)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔
四七―ハ	一	令和元、一 一一、一	令和元、三〇 一一、三〇	令和元、一六 一二、一六	連 続 二〇時間
四七―ホ	三、六〇〇	〃	〃	〃	二四時間
〃	一五〇	〃	〃	〃	〃

備考 「四七―ハ」及び「四七―ホ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
〃	九〇三	二〇	三〇
四七〇ホ	九〇五	二六〇	二四〇
四七〇ハ	七〇一	九〇〇〇	一〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
最終沈殿処理施設	〃	一一〇、〇〇〇	沈殿	〃	〃	〃	(既設)		
循環水生物処理施設	〃	四〇、〇〇〇	生物処理	〃	〃	〃			
発酵洗液生物処理施設	コンクリート製	八、八〇〇	連続	二四時間	変動なし				

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
		通 常 最 大	通 常 最 大	
発酵洗液生物処理施設	処理前	六	二、一〇七	五、八八二
	処理後	七	三、四三〇	七、〇九九
循環水生物処理施設	処理前	〃	三、四三〇	〃
	処理後	〃	三、四三〇	〃

最終沈殿処理施設	
処理後	処理前
〃	〃
〃	八〇六
〃	四八・二
〃	七五
〃	四五
〃	八〇
〃	〃
〃	三八・五
〃	七〇
〃	〇・八六
〃	二
〃	七六、〇〇〇
〃	九一、二〇〇

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六・八	七	通 常	通 常	二二〇
〃	八〇六	最 大	最 大	三五〇
一	四八・二	通 常	通 常	七六、〇〇〇
二	七五	最 大	最 大	九一、二〇〇
一〇	四五	通 常	通 常	
一五	八〇	最 大	最 大	
〃	検出せず	最 大	最 大	
一	三八・五	通 常	通 常	
一・五	七〇	最 大	最 大	
〇・一	〇・八六	通 常	通 常	
〇・五	二	最 大	最 大	

山口県告示第九十号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理理容師資格認定講習会として指定した。

令和元年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習会の主催者

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

二 講習会の開催期間

令和二年二月十七日（月曜日）から同年三月十六日（月曜日）まで

三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万六千円

山口県告示第九十一号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

令和元年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習会の主催者

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

二 講習会の開催期間

令和二年二月十七日（月曜日）から同年三月十六日（月曜日）まで

三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万六千円

山口県告示第九十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所在地 認定が効力を有する期限

光市立大和総合病院 光市大字岩田九七四 令和四、一〇、三

山口県告示第百九十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和元年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
角島区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業	
		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業	

山口県告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和元年十月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
長門市日置上字姥ヶ迫四九四五の三 地先から 同市日置上字山崎四五〇五の一 地先 まで		新	最狭 四七・八	一、 四五七・三	道路改良工 事の完了による。
		旧	最狭 一七・〇	一、 四五五・九	

山口県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和元年十月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口県道 長門油谷線	長門市日置上字姥ヶ迫四九四五の三 地先から 同市日置上字山崎四五〇五の一 地先まで	令和元年十月十二日

山口県告示第百九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和元年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
岡田地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	字名	地名	番	標柱番号
美祿市	於福町	上万光	二三四の一	一号	一号
〃	〃	〃	五五四	二号	二号
〃	〃	〃	五五一	三号	三号
〃	〃	〃	五四六	四号	四号
〃	〃	〃	五四六	五号	五号
〃	〃	〃	五四六	六号	六号

〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
万	〃	〃	角
光			石
二二二一	三四〇四の三	三三九八の一	三三九五
十号	九号	八号	七号

山口県告示第百九十七号

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示(平成二年山口県告示第百九十九号)の一部を次のように改正し、令和元年十月十五日から施行する。

令和元年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣政
「山口県宇部健康福祉センター 宇部市常盤町二丁目三番二八 〃」を削る。



(一三五) 地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、令和二年四月一日から令和十二年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和元年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林水産事務所及び山口県美祢農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和元年十月十一日から同年十一月十一日まで

(一三六) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和元年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課及び山口県萩農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和元年十月十一日から同年十一月十一日まで

令和元年十月十一日
発行

発行人

山口県知事